

令和4年度 事業計画

I. 基本方針

社会福祉協議会は、高い公益性が求められる社会福祉法人としてのガバナンス強化や透明性の向上をすすめるとともに、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を發揮して、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みを推進すること等が期待されています。

南相木村をはじめとした関係行政機関や社会福祉関係団体等との連携を密にして協働し、地域の福祉課題の発見・解決や、より良いサービスが提供できるよう事業活動にあたります。

1. 健全な組織運営の努力

会員の拡大、適切な職員確保、職員管理、広報紙の発行等による情報公開を行うとともに、経費の削減を図りながら健全な経営を目指します。

2. 社会福祉事業の推進

当社会福祉協議会の事業活動目的である社会福祉事業を推進するため、ボランティア会員をはじめ、村民の協働による事業の推進を図り、地域福祉の向上を目指します。

3. 在宅福祉サービスの充実

介護予防、介護保険事業、受託事業のほかにも住民ニーズに沿った障がい者を含む在宅福祉サービスの向上を図ります。可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう各種サービスの充実と関係機関との連携を図り、在宅生活を支援します。

4. 福祉サービス利用支援の充実

地域生活の支援に向けた相談援助・支援活動の充実を図るため情報提供や連絡調整を行い、安心して地域生活が送れるよう努めます。

II. 具体的な実施事業

こうした基本方針を踏まえ、以下のように具体的な事業を実施します。

1. 健全な組織運営に向けての努力

1) 会員の拡大

令和3年度の会員は、一般会員と賛助会員を合わせると367件、法人会員は6法人となっています。賛助会員の拡大を進めるとともに、チラシの作成をする等して村民に会員の主旨を理解してもらえよう努めます。

2) 職員体制の確保及び職員管理

当会の事業推進のため、計画的な職員採用を進めていきます。また、よりよ

いサービス提供には職員の資質向上が不可欠です。当会では、引き続き県社会福祉協議会等の主催による各種研修会へ参加することにより、人材育成に努めてまいります。

利用者をはじめとした多くの個人情報を取扱っているため、職員に対するコンプライアンス（法令遵守）の再認識とリスクマネジメント（事故予防）の徹底を図るとともに、問題点やその対応等を共有するために、朝・夕礼、月1回の全体会議を実施し、職員同士の連携を図ります。

また、全職員にインフルエンザの予防接種実施、人間ドック・ヘルスクリーニング受診等の健康管理に努めます。

3) 財務運営

当協議会における財源は、そのほとんどが公費財源と介護保険事業からの収入でまかなわれています。そのため、全職員が徹底したコスト削減の意識を持ち無駄な支出を抑制し適正な財務運営に努めます。また、理事・評議員会、監査会の開催により、経営の透明性を確保します。

4) 情報の公開

事業実施の透明性を図るため、広報紙「社協だより」を発行（年2回）し、当会の事業や外郭団体の活動状況等を掲載します。更にホームページにも適宜情報を公開します。

2. 在宅福祉サービスの充実

利用者が可能な限り住み慣れた地域において日常生活ができるよう、日常生活動作（ADL）の低下を防ぎ、生活の質（QOL）の向上を図ります。

1) よりよいサービスの提供

① 地域密着型通所介護事業

デイサービスセンター「みねお苑」において、入浴対応、レクリエーション等を行い、在宅生活を支えています。新型コロナウイルス感染防止のため外出の機会はありませんが、小学校との定期的な交流、季節ごとのイベントや利用者の皆さんに喜んでいただけるような室内ゲームを計画していきます。

② 訪問介護事業

利用者の自宅を訪問し、掃除・洗濯・食事作り等の家事援助・おむつ交換等の身体援助のサービスを提供します。

ご本人が安心して暮らしやすい生活が出来るサービスを提供します。

③ 居宅介護支援事業

ケアマネージャーが利用者のニーズを把握してケアプランを作成し、それを元に各事業所のサービスを提供していきます。

状況に応じた的確なサービスを提供するとともに、家族の協力を得ながら、本人の満足度及び生活の質（QOL）を高めていきます。

④ 生きがい活動支援通所事業（受託事業）

介護保険非該当の高齢者を対象としたデイサービスです。介護予防、家族の負担軽減、心身の健康保持を図ります。また、地域密着型通所介護事業と

同様に、小学校との定期的な交流、季節ごとのイベント、村・学校行事にも参加します。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

この事業は要支援者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービス事業では、「通所型サービス」・「訪問型サービス」を行っています。通所型サービスでは、できるだけ利用者や家族の希望に沿えるよう、利用回数の制限等を設けず受け入れていきます。

一般介護予防事業は、「サロンみねお苑」として、月に数回体操やレクリエーションの会を行い、地域の交流の場として気軽に集える場所を提供していきます。また、季節ごとのイベントとして、外出や食事を予定し、予防事業に努めます。

⑥ 軽度生活援助事業（受託事業）

一人暮らし世帯や高齢者世帯等にホームヘルパーが伺い、日常生活の支援をします。主に介護保険に非該当の方を対象としています。

⑦ 外出支援サービス事業（受託事業）

単独では公共交通機関の利用が困難な交通弱者の方に、佐久管内までの医療機関等への送迎を行います。また、2か月に一度、小海方面へ買い物支援サービスを行います。職員体制を整えながらニーズに対応できるよう努めます。

⑧ 高齢者支援ハウス事業（受託事業）

高齢者支援ハウスの管理・運営を行います。基本的に生活がある程度自立した方を対象としており、自宅と同じように生活していただきます。管理人と連携を図りながら、要望や改善点があれば適宜対応していきます。

2) 従業員の資質向上

より良いサービスを提供するため、各種研修会（WEB会議を含む）へ参加することにより、質の高い職員を目指します。また、利用者への処遇や接遇にも気を配るよう努めます。

資格取得に関しては補助を行い、職員自身が積極的に資質向上に取り組めるよう努めます。

3) 家族の介護負担の軽減

通所サービスでは祝・祭日の営業、訪問介護では土日・祝・祭日の営業を行います。居宅介護支援では希望により短期入所や長期入所等の調整を行い、家族の介護負担軽減に努めます。

4) 地域との連携

村内施設・民生児童委員・ボランティアをはじめとした地域団体との協働により、地域福祉の推進や課題の解決に向けて連携を図ります。

3. 福祉サービス利用支援の充実

1) 心配ごと相談（なんでも相談）事業

いつでも相談に応じる体制を整え、村民の多様な悩みに対して相談に応じ、

問題解決ができるよう関係機関との連携に努めます。また、事業のPRにも努めていきます。

2) 生活福祉資金貸付事業

長野県社会福祉協議会で実施している生活困窮者への資金貸付事業の窓口としてお手伝いします。基幹社会福祉協議会である佐久市社会福祉協議会と連携を図りながらまいさぼ出張相談所として機能強化していきます。

新型コロナウイルス感染症による特例貸付につきましても適宜対応していきます。

3) 日常生活自立支援事業

高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力が十分でない人に対して、安心した地域生活が送れるように支援をしていきます。利用者との契約に基づき、基幹社会福祉協議会や生活支援員と連携を図りながら支援を行います。

福祉サービスの利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等を行います。

4. 老人福祉

高齢者の健康維持や相互の融和を図るため、次の事業を実施します。

1) 高齢者の健康維持

老人クラブ連合会との協働により、高齢者の健康維持と相互の親睦、ふれあいを図ることを目的とした事業を実施します。

2) 独り暮らし老人の交流

独り暮らし老人を対象に教養や娯楽事業を開催し、参加を通じてお互いの親睦や交流を図ります。高齢者が参加しやすい近場の施設での実施を検討していきます。

5. 心身障がい児者福祉

身体・知的・精神障がい児・者への福祉を推進します。身障者協会・手をつなぐ親の会の事務局業務は、現在2団体とも休会中です。

6. 母子父子福祉

母子寡婦会の事務局業務を通じ、母子・父子家庭への福祉を推進します。交流会事業を年1～2回予定していきます。

7. 青少年福祉

公民館との共催で世代間交流事業を行い、青少年への福祉を推進します。内容については公民館と検討し、幅広い世代間交流ができるよう進めていきます。

8. ボランティア活動の推進

ボランティアグループの普及や活動の推進に努めます。

地域の様々な活動にかかわれるよう、事務局業務を行っていきます。

9. 社会福祉関係団体活動等への協力・援助

老人クラブ連合会、遺族会、母子寡婦会、ボランティアの会の事務局として、事業実施に対する協力や援助を行います。

人材活用センターについては、電話での仕事の受付や顧問として活動の援助・協力を行います。有償サポート事業については、人材活用センターと共に事業を実施していきます。事業のPRに努めます。

10. 援護・激励事業

1) 慰問事業

年末に各福祉施設入所者や長期入院患者及び在宅の生活困窮の方等への慰問金の配布を行います。

2) 援護活動

災害避難所としての機能強化に努めます。

被災者に対して、見舞い及び援護活動を行います。

3) 義援金事業

緊急災害に対する募金活動を実施します。また、村の広報を通じ、日本国内外の被災者等への義援金募集に努めます。

11. 募金事業

赤い羽根共同募金運動を実施し、配分された募金を福祉団体が実施する事業に再配分します。また、集めた募金の使途について、村民への周知を図ります。

12. 新型コロナウイルスへの対応

マスク着用、検温、手指消毒、利用者面会制限等、引き続き感染症対策を講じます。また、国や県、社会状況を判断し感染症マニュアルに沿った対応に努めます。